

## 令和5年9月定例会 一般質問 河杉博之議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

### 「安心して暮らせる香芝市の高齢者・子ども政策について」

○河杉博之 それでは、代表質問が皆さん終わりましたして一般質問のことということになりまして、その1番目ということで、議長のお許しをいただきましたので私が一般質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回の一般質問は、大きく2項目で、安心して暮らせる香芝市の高齢者、子供政策についてということと2番目として道路の安全についてということでございますけれども、全体的に言えるのは今日言ってあしたなかなか行政の政策の中で変更また予算取りっていうのも難しいとは思いますが、今世の中で喫緊の課題になってきているもの、また市民の方々がこういう形でご苦労をされてるっていうことをご紹介というか、お話をさせていただいて来年度の予算にまずスタートをしていただけるような予算取りをまずしていただく、一番いいのは来年度の予算にしっかり政策として打ち出していただくことが一番いいんですけども、そういうことを踏まえながら予算取りの前の9月のこの時期に一般質問をさせていただくということでございますので、どうぞご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

まず、安心して暮らせる香芝市の高齢者、子供政策についてということでございますけれども、今ちょうど8月31日でこの香芝も夏休みが終わりまして、9月1日より学校、2学期が始まったところでございます。世の中で大きく2つ児童・生徒についてちょうど9月に入って語られることは、1つは残念ながら自殺の件が語られる、もう一つは不登校について、学校になかなか2学期から登校できない、こういう形での児童・生徒についての話題が出てくるわけでございます。今回は、その中の一つ、不登校の児童・生徒についてのケア、どういう形でやっていくかっていうことを質問させていただいて現状からどういう形で打破ができるのかっていうことを聞きたいと思っております。

今私の手元にありますのは、実は、ちょっと古くなるんですけども、平成28年7月に不登校に関する調査研究協力者会議の報告書を今手元に持っております。若干古い会議ではございますけれども、文科省初等中等教育局長の諮問機関としてこの会議が開催されてるわけでございます。不登校児童生徒の社会的自立を支援する観点から、1、不登校児童生徒の実情の把握・分析、2、学校における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策、3、学校外における

不登校児童生徒への支援の現状と改善方策、4、その他不登校に関連する施策の現状と課題について等々を研究する会議だということでございます。その報告書が手元にあるんですけども、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況であるということの不登校の定義にされております、もちろん不登校期間とかがあるんですけども。要は、個々人でいうとそういう状況に陥って学校に行けなくなってる子供たちを不登校児童生徒というふうに定義づけておられるようでございます。不登校については、児童生徒本人に起因する特有の事情によって起こるものとして全てを捉まえるわけではなくて、取り巻く環境にも左右されるということも定義されております。不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、更にその背後には、社会における「学びの場」としての学校の相対的な位置づけの低下、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化等社会全体の変化の影響が少なからず存在しているとも報告をされてるところでございます。不登校の背景はいろんな形で複雑化をされております。勉強についていけないとか学校の雰囲気合わない、自分自身の生活のリズムの乱れや一番よく言われるのがいじめの問題、こういうふうにも言われておりますけども、それをいろんな形で加味しながら報告書を出されております。

それらの中で、まとめに入るわけではございませんが、1つは学校の環境の、その不登校になった子供たちに対する原因を排除できるものであれば排除をしていく、またもう一つは家庭内環境の確立をしていくということでございます。この2点から今回は家庭への支援ということを中心にお伺いをさせていただきたいと思っておりますけれども、学校環境の変化、改善、また先生方が生徒に対してどのような状況に今なっているのかを含めまして、まず壇上からの質問でございますけれども、不登校児童生徒についてのケアについて要は教育委員会、学校、行政の関わりについて質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申しあげまして、壇上からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

**○教育部長** 関わりでございますけども、まず学校におきましてでございます。家庭訪問等を通じて当該児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、本人の状態に添った対応について校内で検討しながら支援をしております。また、教育委員会といたしましては、適応指導教室の運営、不登校相談窓口を通じた相談業務、スクールカウンセラーの配置、また大阪樟蔭女子大学の院生が学校を訪問し、児童・生徒の心のケアに当たるというようなことを行っております。

以上でございます。

**○河杉博之** ありがとうございます。教育委員会さんとしてはそういう形でやられておられる、いろんな形で大阪樟蔭の先生方、学生さんなんかにもご協力をいただきながら学校訪問をしていただいているっていうことでございますけれども、これ、不登校児童生徒で学校に来れない、

来ても保健室、だから保健室まで来られてる生徒・児童については学校訪問とか先生とかが学校でという物理的な場所でできるんですけども、そうではなくて来れない子に対してどういう形で今、今やられてることをもうちょっとご紹介いただけますか。

○教育部長 保健室等来れない場合の対応ということでございます。そういった場合につきましては、児童・生徒が不登校に至る要因の中で、学校要因の事案については教員が子供に寄り添って話を聞くなどの対応をさせていただくことになるわけでございますけども、家庭要因の事案、そういったものにつきましてはやはり深く家庭事情に踏み込めず対応が難しいと、そういったケースもございます。

以上でございます。

○河杉博之 ありがとうございます。何でそれを聞いたかという、先生方に対する今まで、文科省からもそうですし、多分香芝の教育委員会からもお願いという形で子供に寄り添うような形をしていただいていたと思います。ところが、これ、数の問題ではないんですけども、全体的に見ますと学校に来てるお子さん、来れない状態になったお子さんっていう形で先生方がそっちに全部傾注するわけにいかないという状況も生まれてくるということを改めて確認だけをさせていただいたんですけども、今この不登校の問題とは違って全体的に見て今先生方の忙しさっていうのが顕著に表れてると、この中ですごく負担を感じてしまうという状況にもなると、決して誰が悪いわけではないんですけども、先生方は先生方で子供たちに寄り添いたい、子供たちも決して学校に行きたくないのが自分の中で正しいことだと思っていないから葛藤をしてるっていう状況が生まれてるというふうに思うんですね。だから、そういうことを考えた上でなんですけれども、すいません、ここの全体的に、私、今教育部長が答えていただきましたけど、ほんで学校の現場もあるんですけど、これ、行政としての関わりっていうのはどういう形で今やっていたらいいんですか、教育委員会に全部お任せの状態なのかどうかだけを、これはどなたに聞いたらいいんでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 失礼いたします。行政、福祉部といたしましては、現在学校支援室のスクールソーシャルワーカーと十分に連携を図りながら各事案への対応に当たっているところでございます。

○河杉博之 ありがとうございます。要は、教育委員会だけではなくて一応福祉のほうもスクールカウンセラーということを派遣したり設置してやっていただいているっていう、今現状を確認させていただいておりますので、そういう形でやっていただいているという理解でよろしいですね。分かりました。

そういうような中で、不登校になってる今度児童・生徒の現状ですよ、どういう形が多いのか。多分世の中でよく言われるのが1番目にはいじめっていうことにはなるんだと思うんで

すけども、それを含めてどういう形で今子供たちが不登校になっているのかっていうのを具体的に分かれれば答えていただきたいですし、ざっくりでも結構ですけれども、今どういう状況かだけでもお話しいただけますか。

**○教育部長** 一人の子供につきまして、やはり複数の要因が重なっている場合もございますので特定することがやはり難しい場合もございますけども、そういった部分で学校では当該児童や生徒の保護者の方との相談の中でいろんな要因のほうをお聞きしているような状況でございます。

**○河杉博之** なかなか一人一人の要因が全てまとまるとも、なかなかできないっていうのも本音だと思いますし、また逆に言えば10人が10人とも要因が違うという言い方もできるのかなというふうにも思っておりますので、その中で学校現場の天と地がひっくり返ったような状況になるっていうのもよく分かりますので、それを教育委員会さんという行政の立場、もちろん福祉部という行政の立場でどういうふうにフォローしていただけるのかっていうことを今回は重点的に伺いさせていただきたいなというふうに思っております。

ただ、そういう意味で、今福祉部の佐竹次長のほうで答えいただきましたけれども、今澤部長のほうからありましたように学校が要因のことで家庭が要因のことであると思うんですね。どちらが要因であっても子供たちの心のケアもしくは保護者の心のケアっていうのが必要になってくると思うんですけど、福祉部として、さっきスクールカウンセラーもおっしゃっておられましたけども、そういうふうに全体的に広げた場合にどのような形を取っておられるのか、また取っておられないんだったら取っておられないで結構なんですけれども、またスクールカウンセラーの状況がここで話せる状況があるんであれば一回お答えいただければありがたいなと思うんですが。

**○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱）** 現在福祉部の児童福祉課におきましては、家庭相談員が配置されておりますので、家庭相談のほうを随時実施しております。心のケアの専門職というものは臨床心理士や公認心理師というものがいると思うんですけども、そちらは配置されておきませんので、日々の保護者の方のお悩みということにつきましても相談支援は児童福祉課の家庭相談のほうで寄り添って受け止めるということは可能と考えてございます。

以上でございます。

**○河杉博之** ありがとうございます。要は、カウンセラーを配置していただいてその状況によってはつなぐという形をしてるということで理解してよろしいですね。あと、教育委員会として、学校の先生だけではなくて教育指導室なんかもあって、行政そのもの、この建屋の中に配置もしていただいとると思うんですけども、その方々と学校現場、要は現場というより、ごめんなさいね、児童・生徒さんとのもしくは保護者とのつながりっていうのはどういう形でやら

れてるか紹介いただけますか。

○**教育部長** 教育委員会、学校支援室のほうになりますけども、不登校電話相談を受けており、保護者のご相談に対応するケースもございます。また、学校経由での相談に至り、そこから学校と連携を取りながら対応すると、そういった場合もございます。

○**河杉博之** そういう形で電話連絡を取りながらということで、ある意味でリアルにしっかりと、タイムリーに対応していただいているとは思いますが、さきの午前中の議員さんの質問の中で全国のまた奈良県の不登校児童生徒数の数っていうのはご紹介いただきましたけれども、先ほども申し上げたようにこれは1人であっても100人であってもやっぱり大切に、未来をつくる子供たちのことでございますので、丁寧に丁寧に対応していただきたいなというふうに思うんですね。今多種多様な要因で子供たちが不登校になり始めてるっていうか、なってる子がたくさんおると。これは、極端な言い方をすると、気持ちは行きたいんだけど体が動かないことから、正直なところ外的要因、一番分かりやすいのはいじめですけども、そういう要因で学校に行くのが嫌であるっていうことも、いろんな要因があると思うんですけども、これを今の澤部長がお答えになっていただいたような教育指導のところの部分とか学校の現場の先生だけでは、校長先生も含めてですけども、対応すると先生方に非常に負荷がかかってくると。そういう意味で、また先生と児童・生徒という立ち位置で信頼関係が生まれることももちろんあるけれども、先生だから言えないっていう状況もあり得ると。こういうときに、先ほど福祉のほうで、カウンセラーもやっていただきましたけど、民間活用をして出張していただきながら、もちろん後ろ盾として教育委員会があってももちろんいいんですけども、民間活用をしてカウンセリングをすれば、要は何が要因でその子が不登校になってるのかっていうのを見つけ出さないと解決策っていうのは絶対出てこないんですけども、それに対しての考え方、もしくは今民間活用等はされてるのかどうかをお教えいただけますか。

○**教育部長** 今議員おっしゃられたような、民間のカウンセリング団体のようなものだと思います、そういったものについては現在活用しておりません。児童・生徒や保護者の方が相談できる体制の拡充については、やはりそういった部分も含めて検討する必要があると考えております。

以上です。

○**河杉博之** ありがとうございます。先ほど申し上げたように、全然先生個人の話ではなくて学校という箱の中の先生、担任の先生もしくはほかの先生という立ち位置があるがゆえに子供たちが不信感じゃなくて近過ぎて話せないということもあり得ますので、今部長のほうで言っていたように民間活用のカウンセリングのプロのほうにお任せをすることもしっかりと検討していただいて予算取りをしながら、ただ誰でもいいっていうわけではございませんので、

そういう経験のある方を含め、しっかりその辺は予算取りをしていただきながら、決してこれ、安かろう悪かろうじゃなくて、変な話ですけど高いお金を出しても香芝の未来をつくる子供たちの成長のためだと思うような予算もしっかり取っていただきながら活用いただけるように調査研究もしっかりしていただいております。お願いしたいなあというふうに思うんですね。

全体的に今お伺いしましたけれども、不登校の中で、今先ほど冒頭に申し上げましたように平成 28 年 7 月に協力者会議というのが出てまして、この時点では今不登校の子供たちを学校に呼び戻すというか、学校に行かすこと自体が最終結論であるみたいな形で締められてるんですけども、実はこの令和 5 年になってまた新たな見解がいろんなところで出てますし、新聞報道とかでも出てるんですけども、今不登校児童に対して学校に行くことが全てではないという形で今取り上げられております。その内容についてですけども、要は学校というところの建屋自体、またほかの生徒さん、児童がいること自体が要因で、決していじめとかではなくて人の輪の中に入っていくこと自体がしんどい、また家庭内環境の状況によって、朝はベッドの上では今日は頑張って学校に行こうと思うんだけど体が言うことを聞かないということで、残念ながらさきの協力者会議のときでは何とか学校に復帰させようというのが結論づけ、繰り返しになりますけど、なりましたけれども、今は学校に行かなくて今日は休んでもいいんだよということを肯定して子供たちの心の凍結をほどいていくというような状況が今言われ始めておりますし、いろんなところで今そういう形で出ております。それを子供たちにも周知をしていただきながら、また保護者の方にも認識をしていただかないと、なかなか私の世代でもそうですけど、もうちょっと若い世代でもそうですが、子供が学校に行かないことを私のせいだ、また子供は何をやってるのよということで行かないことが悪で行くことが善であるみたいな形で捉まられてて、それがまた親子の関係の葛藤を生んでるっていう状況が生まれてるっていうこともあります。そういう形で、たしか令和元年にそういう通知があったと思うんですけど、文科省から、そこを押さえておられるのか、また学校にはどういう形に今なっておられるのか、澤部長、お願いできますか。

**○教育部長** おっしゃるように、令和元年 10 月 25 日付で「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知が届いております。この中で学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すということに言及されている旨、そういった部分を把握しております。また、学校のほうにも通知しております。

**○河杉博之** ありがとうございます。間違えてはいけないのは、学校に復帰すること自体が最終目的ではないんですけども、ただ集団生活をしたりいろんなこれから社会に出ていく子供たちの環境を整えるために学校での生活が大事だっていうのは、これは間違いのないことで、た



だ今部長も言っていたように学校に行かすことが目的であるというように履き違えないようにしないといけないのとこれはちょっと脇にそれるような話ですけどサボりにならないようにしないといけないということで、この辺はちょっと丁寧に扱わないといけないよっていうのも注意で書かれたと思うんですけども、ただ通達はそういう形で来ると。教育委員会としてはしっかり学校現場にも落としてると思うんですが、すいません、分かったら教えてほしいんですけど、学校現場の先生方っていうのはこれをしっかり認知されておるのかどうかっていうことが最大の疑問になるんですね。これ、だから先ほども申し上げたように学校に来ないからいいじゃなくて学校に来ることを目的にしないと、ここの微妙なニュアンスを認知していただいた上で先生方が対応に当たっていただいているかどうかで結構今差が出てくると思うんですが、その辺について分かるのであればまた教えていただけますか。

**○教育部長** 学校現場におきましても、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方については理解が進んできておると考えております。ただ、何とか学校に来てほしいという思いがあるのも事実でございます。しかしながら、児童・生徒を休ませることが必要な場合があることについて学校と保護者が共通の認識を持ちながら対応に当たることが肝要であると、そのように考えております。

以上です。

**○河杉博之** ありがとうございます。ですから、2択ではなくて全体を交えたような形で子供たちに接していただきたいということでございますので、決して休まずことに今度シフトしましたらこれは全然話が本末転倒になりますので、それを全て総合的に管理した上の先生方の今立ち位置であってほしいなど、そうすると先生方の負荷も少しは減っていくのかなっていう思いもあります。今の我々が聞いている状況だと、先ほどの協力者会議ではないですけども、とにかく学校に来させる、その顕著な例が保健室登校でもいいよっていう状況になつてということがありますので、その辺をしっかりと考えていただくことともう一つはそのバックボーンとしてせっかくGIGAスクール構想で今子供たちに1人1台パソコン、タブレットをお渡ししてオンライン教育っていうことになっています。残念ながら国としても先生方への技術的指導を行うということで、人員を要請はしてるんですけど、全然大人不足で全国に配置できてないっていうのも本音ですけども、私が問うて澤部長がやっていただいた、学校の雰囲気だけでもオンラインで子供たちに流せる自体でも全然子供たちの受け止め方が違って、それだけでもうれしいっていう子も結構いらっしゃる、また保護者の方も喜んでいらっしゃるっていうのがあるんですけども、今の不登校の子供たちに対して、使う、使わないはどうしても子供たちの状況にはなりますけれども、それをしっかりオンライン配信をしていながら少しでもオンラインの有効活用ができるよっていう形を取りたいと思うんですけど、その辺について

の計画っていうのはどういう形で考えてるか教えていただけますか。

○**教育部長** 議員おっしゃったように、今オンラインでの授業配信による学習機会の確保のほうはさせていただいております。ただ、おっしゃるように、より効果的な方法について模索しながら子供たちの学びにつなげていく、そういったことを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○**河杉博之** ありがとうございます。先生方に負荷ばかりかけても先生方が今度潰れてしまいますので、教育委員会でできること、ほんでさっきはカウンセラーの話しましたけれども、民間活用でやっぱりそういうこともできるときの体制っていうのをしっかり取ってあげて少しでも学校の先生方の負荷を軽減しながら子供たちが笑顔で登校できるような形、また登校しなくてもいいんですけれども、笑顔で社会になじめるような形、勉強ができるような形、子供たちっていうのは基本的には勉強がしたいんですけれども、いろんな心の葛藤の中で学校に来れてない、勉強に携われないっていう状況があります。GIGAスクール構想でタブレットなんかをもらって、これは全国レベルの話ですけれども、非常に意欲が出てきてる子もいますし、それが親御さんにとってはタブレットでしっかりやってるのさえ認知できれば出席日数にもなるという形で子供たちが何とか卒業できたっていうようなこともありますので、その辺について香芝市としてはどんだんどんだん先進地の状況を見ながらお金をかけるところはしっかりかけていただきながらやっていただきたいなというふうに思います。

それで、子供たちと先生の間はそれでいいんですけれども、最大の今回の争点は保護者の方々に対して、今申し上げた、学校に行くことが最終目標ではなくて、学校に行くのではなくて休んでもいいよということをしっかり周知、認知していただくためにはどうしたらいいかっていう形になると思うんですね。今回のそもそもこの質問をさせていただく発端になったのは、松本先生っていう方がLINEアプリで今日は学校を休ませたほうがいいかなというようなLINEアプリを流しました。これは、保護者の方が簡単な質問に対して、はいかいいえかを答えるだけなんです。それで、松本先生が監修をしてるところにその内容が行って答えが返ってくるということなんです。これは一つの例で、これに認識をしてやっていただいている保護者の方は、これが全てでは決してないんですけれども、いいと思うんですが、たださっき、繰り返しになりますが、学校に行かなくてもいいよ、今日は休んでも子供たちのためだよっていうことを保護者の方に周知していただくためにはなかなか学校の先生では非常に難しいと思うんですね。教育委員会でももちろん窓口となっていたただかなくちゃいけないと思うんですけれども、先ほどの佐竹次長のほうからもありましたように福祉的なカウンセラーも含めて保護者に対するものってなりますと、学校の先生が子供の保護者に対してまた意見を言うっていうのも、意見っていうか、こうですよっていうのもなかなか難しいとこだと思うんですが、その辺の連



携はどう取りながら今やっていただいているのかっていうのを再度聞きたいんですが、どうでしょうか。

○福祉部次長（児童福祉課長事務取扱） 子供や若者の周囲にいる大人に対する支援、特に保護者の方への心のケアということかと思うんですが、現在福祉部では先ほど申し上げたような家庭相談員のご対応になるというところですが、今後やはり先ほどおっしゃっていただいた民間のカウンセリング等の件も含めまして現在行っているものやこれからできることについて、午前中の代表質問でもご答弁させていただいたこども家庭センターのほうを設置するということと併せまして研究等を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○河杉博之 ありがとうございます。こども家庭庁ができてこども家庭センター、名称は仮称なのかそれが決まりなのかは別にして、ちょっと耳にしてるのが、香芝市なのか香芝市以外も全部そうなのか分かりませんが、縦割り行政の悪さというか、なかなか縦割りでいくと省が違くと動きにくいっていうところあるやつをこども家庭庁で、子供に特化してではありますけど、横断的に動けるっていう形で、香芝市もそれを考えていかななくてはいけないっていうのが今の多分次長のお答えだと思います。だから、そういう形でそういう体制ができるのであれば、教育部がとか福祉部がっていう形ではなくて、こども家庭センターっていうのが今出てきますけれども、そういう形で、それは子供といっても保護者まで含めての子供っていう、要は家庭ですよ、子供の未来を考えるとという意味でのこども家庭センターだと思いますので、そういう意味でしっかりやっていただきながら、先生と子供そして保護者という三位一体の形でこの子供はどうしたら一番学習ができるんであろう、社会になじめるんであろうということで、それは先ほど頭に申し上げましたように集団生活を経験するという意味で学校に行くっていうことの大切さっていうのは絶対あるんですけども、そこを終点にするのではなくてしっかりどうしていくのかっていうのを考えていただけるようにしていただきたいなと思います。特によく言われるのが、義務教育とおっしゃいますけれども、それは親や保護者に子供に教育を受けさせる義務があって、子供は教育を受ける権利があるっていう、これ、よく義務教育の話間違えられるんですけども、そういう状態ですので、子供の権利行使をしていただくために保護者、先生方が、学校、教育委員会がどう手助けできるかっていうことを根底に考えていただきたいなと思うんです。

そういう中で、今出てきましたそういう状況の中でどう打開するかっていうことで、副市長、悪いんですけども、最初は教育長に聞こうと思ったんですけどこども家庭センターっていう形になっちゃいましたんで、それを横断的に部署を超えて子供たちを見据えた形のものを香芝市としても構築をしていくのかどうかお答えいただけますか。

○副市長 午前中担当のほうからのご答弁もありましたように、令和6年4月に開設に向けて今所管と協議をしているところでございます。妊婦、子育て世帯、子供が関係する、そのグループ、場所は今後の検討課題というところもございまして、1つの部署についていうところはなかなか難しい部分もございまして、段階的なものにはなろうかと思えますけれども、協議をしてつくってまいりたいというふうには考えてございます。

○河杉博之 副市長、最後ぼそぼそって言うのはやめてください。最後の締め言葉が分からない。横断的に、1つの部署になるかどうかは別にしてやっていただけるということなんですけど、私が懸念してるのはその中でしっかり不登校対応ができるかどうかの話なんですよ、こども家庭庁となると幅広過ぎますんで。いろんな状況で、おぎゃあと生まれた赤ちゃんから18歳のお子さんまでの話は全部になってしまいますし、家庭内環境、それは不登校では決してなくても家庭内環境の問題、DVの問題、いろいろ出てきますので、その中でしっかり不登校のところも特化した部分を、副市長、やっていただけますよねって聞いたつもりだったんですけども、やるということの答えだということで理解しますので、よろしくをお願いします。

じゃあ、すいません、今不登校の子供たちに関しての話は、今の形で来年の予算にはこれの進め方の予算が澤部長の腹でどのぐらい取るかっていうのを楽しみにさせていただきながら見させていただきたいなというふうに思います。部署ができるっていう決して話ではなくてどういうふうに捉まえていくのか、学校の先生とどういうふうにやっていくのかっていう、ミーティングをするお金でも結構でございますし、他市への調査研究でも絶対いいと思うんですけども、しっかりそれはやっぱり目で見て肌で感じていただくようなことをしっかりしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

じゃあ、すいません、1番の中の2番で高齢者の生活支援について、行政の関わりについてお尋ねさせていただきます。

日常生活の支援についてっていうことで、これ、aとbで老老介護の生活支援についてと独居高齢者に対する生活支援についてというふうに言ってるんですけども、単純な話です。自立をしていた高齢者の方が何かの要因でけがを負いまして入院をしまして。ところが、元気であったがゆえに介護認定をされてません。そういう中で、介護認定をするのに、それこそ要支援1でもいいから取っておけばすぐ次の段階へ行けるんですが、ゼロだと1か月から2か月近くかかってしまう。それも介護認定をするという意識が出てきてからの話で、最初にお問合せをしても調査員が来るのに約1週間はかかるという状況でいくと、変な話、日数かかるんですよね。その中で、どういう形で介護サービスを利用するのか、本人の負担がどうなっていくのかっていうことを問合せをさせていただきたいんですけども、今みたいな制度になってるということは、次長、そうですね、それは間違いありませんよね。高齢者の方がほとんど知ら

ないんで、これを周知する、例えば入院、退院するときどう周知してるのか今の現状を教えてくださいいただけますか。

**○河杉博之** 次長、落ち着いて、今日仲部長がお休みなんであれだと思んですけど。次長とお話をさせていただいてる中で、次長のほうが一番よく知っておられるんですけども、要は先ほど申し上げたように元気な高齢者、高齢者に限らないんですけども、元気な方が突然入院して、介護制度はお金を払ってるけれども介護制度を受けたことないから知らないよっていったときに、例えば足の骨を折って入院をされて、それを退院をされたときにそういう介護制度を受けたほうがいいですよっていう周知をされることがありますよね。その制度っていうのは、病院と連携を取っていただいていると思うんですけど、どういう形であるか正式に教えていただければということで質問したんですけど。お願いします。

**○健康部次長** すいません。申し訳ありません。おっしゃいましたように、介護保険における介護認定は通常認定までに約1か月程度を要することになります。しかしながら、認定決定までに介護サービスの利用を必要とする場合には暫定サービス計画を策定することにより介護サービスを利用することができます。そのようなことを周知させていただいております。

以上です。

**○河杉博之** 周知をしていただいていると。ごめんなさいね、先走って申し訳ないんですけど、入院中に今介護のほうで地域連携サービスをしていただきながら退院後の生活っていうのはこういうことで困るでしょうねっていうことで、今言っていたように介護を受けたほうがいいですよっていうのは、看護師さんなのか役所から出向いていただける地域包括のメンバーなのかは別にして、そういう形で周知をしていただいていると思うんですけども、ただ今次長もおっしゃっていただいたように1か月から約1か月半ぐらい認定が下りるまでかかると。ただ、退院後は待たなしの話で、認定が下りてサービスが受けれるまであなたは我慢しなさいっていうわけにはいかないんで、私らよくみなし、みなしって言ってたんですけども、暫定サービスのやり方があると思うんですが、リスクも併せてどういう今状況か教えていただけますか。

**○健康部次長** 認定決定がされるまでの暫定サービスの利用については、必要に応じてケアマネジャーから利用に当たっての説明がされております。令和4年度の実績は166ケースとなっております。令和4年度の新規の要介護認定申請者の約14.3%を占めている状況でございます。

以上です。

**○河杉博之** ありがとうございます。そういう形で退院後のサービスっていうのは、実は私の身内の関係もありまして、また知り合いの関係もありまして、そういうサービスがあってカン

ファレンスも受けさせていただいたこともあるんですけども、ただその暫定サービスを受けるのはいいんですけども、その暫定サービスの内容をどうしていくかっていうのはケアマネジャーさんだと思うんですけども、先ほどのこの前提としてあります今までお元気だった方なんで、要は介護のケアマネジャーさんも、たまたまお友達か何かにおれば別ですけども、そうじゃなかったら知らない方が大半になるわけですよね、こういうときにどういう形でケアマネジャーさんを紹介していただけるのか、その辺についてどういう形になってるか教えていただけますか。

**○健康部次長** 介護保険や介護サービスの総合相談につきましては、介護福祉課や 24 時間体制の地域包括支援センターが行っております。相談内容によりましては、自宅へ訪問し、利用者との面接等を行い、介護認定の申請の手続から必要と判断すれば介護サービス利用ができるようにケアマネジャー、サービス機関との連携調整等を行っております。

以上です。

**○河杉博之** そういう形でやるんですけども、要はちょっと私が疑問に思うのは、行政の方が行ってって話ですけど、先ほど申し上げたカンファレンスとかして行って退院されてる方はこういう機会もあるんですけども、自分は、変な話ですけど、足の骨を折って松葉づえをつきながらなんですけど、ほかのところが元気がゆえに大丈夫やと思ってお帰りになられると、要はカンファレンスを受けてない、退院手続しかしてないっていうような状況ですね、そういうときに家に帰ってしまうと、実際トイレから始まりまして、食事の準備も松葉づえをついてっていう状況になると非常に苦労があるんですね。人間って大したもので2週間から1か月すると実は結構慣れてくるんですけども、退院後っていうのはなかなかできないんですが、退院後にそういう形がどうできるのかっていうのももちろんあるんですが、その1つ前の前提として自分ができないことを介助してもらうための紹介っていうのを、先ほど申し上げました、カンファレンスを受けて出ていかれる方はそういう紹介があるんですけども、そうではなくて退院手続だけで家に帰ったらできるわと思ってお帰りになられた方に、いざ帰った場合にあれ、できないじゃないかと思ったときにどこに相談していいかっていうのが分からないっていうのが結構我々にも来る話なんですけれども、その辺について行政側としてはどういうふうに対応していったほうがいいというふうにご考慮されるのか、もしくは対応してるのか教えていただけますか。

**○河杉博之** 要は、介護福祉課にどう連絡したらいいかっていうことを周知していただけたらいいなと思うんですよ。要は、介護保険を払っていただきながら、繰り返しになりますけど、介護を今まで受けたことがないから、元気だったので、それを帰るときに病院でできてたから私は大丈夫と思ったら病院には広いエリアとトイレも広くて家庭内環境とは全然違う状況なの

で一つ一つに苦労がある、それを、先ほどの繰り返しになりますけど、カンファレンスなんかでやったときにはどうでしょうかというの行政側からも病院側からもお話が、ケアマネジャーさんと相談されますかかってなるんですけども、そうではなくて帰ってきたときに気がつく、この方々に周知をするためにはどうされますか、してはりますかかっていうことを聞いているんです。大丈夫ですか。

**○健康部次長** 申し訳ありません。現在出前講座や各地域包括支援センターでの出張講座などで介護保険制度等の周知説明を行っております。今後はより身近なこととして捉えていただけるように実例を交えて具体的な説明をし、今後に備えていただけるような対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

**○河杉博之** 周知徹底をとにかくしていただいて、そういう形で帰ると、これ病院側の看護師さんたちにもしくはお医者さんのほうにお願いもしないといけないと思うんですけど、病的治療が終わって退院される、こうしたときに、先ほどの繰り返しになりますけど、病院ではできたことが、それは介助があっただけでできたことであって、家に帰ると環境も違って、トイレ一つも狭いということも含めて、できると思ったことができないときにどこにご相談したらいいかっていうことをしっかり介護福祉課で周知をしていただきたいと思いますので、それはよろしくお願いしておきます。

それと、この最大の形になるんですけども、今の条件で家に帰りますと、例えばトイレ一つも行けないっていったときに、相談しても先ほど次長もおっしゃっていただいたように1か月から1か月半ぐらい、ヘルパーさんが入ること自体もそれぐらいかかると、いわんや退院後すぐに実はトイレに行けないっていうか、うまく行けないっていったときに、暫定サービスを受けるということももちろんあるんですけども、24時間べったりつくようなヘルパーさんっていうのは基本的にないんですけども、ただ老老介護の内容であろうと独居の形であろうとその方が日常生活に困る、一番とにかくトイレと食事と、お風呂は1週間に1回でもいいんですけども、極端な言い方をするとですよ、でもいいんですけども、要はそういう状況を改善していくために今回そういう視点からの制度をつくっていただきたいということで今回の質問をさせていただいてるんですけども、ただ何かお伺いしますと24時間体制の県もあるよとか、いろんな状況があっただけで、今どういう形で動かれてるかをご紹介いただけますか。

**○健康部次長** 介護保険サービスに要介護認定者を対象とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護というサービスがありまして、在宅療養高齢者の生活を支えるため、日中、夜間を通じて定期的な訪問介護員による身体面でののお世話や食事の準備などの生活支援全般のサービスを提供しております。また、緊急時の対応として24時間の随時通報による対応も行うサービスと

なっております。しかしながら、24 時間体制でのサービス提供のため、利用料は一般的な在宅サービスと比較すると高額となっております状況でございます。

以上です。

○河杉博之 ありがとうございます。一応 24 時間対応ができると、お金はかかるけれどもってことだと思います。できれば安価で見えていただけるような状況、たまたま私の知り合いの方が圧迫骨折をされて、その方はご主人亡くされて、女性の方なんですけれども、お独りでお住まいになってる。いざ、さっき申し上げたとおりで、病院ではできるので家帰っても大丈夫やと思ったら、やっぱり家の環境っていうのは病院の環境とは全然違って、トイレ行くにもお茶飲む一つにもなかなか難しいっていう状況で、これ、でも不思議なもので、さっきも申し上げましたけど、人間って2週間から1か月ぐらいたったら割とその環境に慣れてできるようになるんですけれども、もちろん走ったりするわけじゃないですけどね、ただその2週間から1か月の間っていうちょうど認定が決まる間っていうのが一番実は退院後で、その方が一番ご苦労される時期にどういう手の差し伸べ方ができるかっていうのをいま一度研究をしていただきたいと思うんですね。24 時間体制で高額だっていっても、私はトイレに行きたいからって電話するわけにもいかないですし、もっと言えばトイレに入って立ち上がれなくなったときに、手元に携帯電話を持っておられる方だったらまだ助かりますけれども、そういうわけにもいかない。ということは、ご近所に、もしくは息子さんたちと、娘さんたちと同居をしてないとなかなかできないですし、老老介護でご主人がそういう形になって奥様がついていっても、男性の体を、慣れたヘルパーさんだと扱えますけれども、なかなか女性の方でできないっていうこともありますので、これは長期間にわたるサービスではなくてお一人に対しては短期間にわたるサービスになると思うんですけれども、その辺をしっかりと研究していただいて、どういう形で展開できるかっていうのを改めて調査研究をしていただいて展開できるようにお願いしたいなってことで、最後、要望にしますますので、よろしく願いしておきます。

### 「道路の安全について」

○河杉博之 それでは、大きい2番目の道路の安全について、お願いをしたいと思います。

津本部長に申し上げたように、大体時間がなくなるのでエイヤーで行きますけれども、これ、津本部長にも何回も個人的にもお話をさせていただいてますし、これはいろんな形でいろんな方がおっしゃっておられますけども、この時期、特に何かここ二、三年、草木の伸びるのが速くて道路脇の雑草を除去していただいております。これ、委員会でも一般質問でも出てきてますけれども、大体津本部長が年に2回の計画を組んで雑草の除去をしていただいているんですけ



れども、この酷暑が功を奏してるのか瞬間的な大雨が功を奏してるのかよく分かりませんが、右向いて左向いたら草がばあっと伸びてるような状況とも感じられるような道路脇の状況なんです。それで、何が怖いかといったら、自転車、バイクが道路脇を走っていてそれをよけるために車道に出てくると、大半の方はその辺を認知しながら車も運転はしていただいているんですけど、あっと思ったときに出てくるっていうような状況もありますし、後ろから追い越すような形で来られると脇に自転車、バイクがおること自体の認識がなければその意識がなくなって交通事故を誘発してしまうという状況があるんですけども、また歩道も草木が伸びることによって歩道幅が結局は狭くなって、多くの方が通られるときに、特に今歩道でも自転車で通られる方も多くなってます。今自転車に対しては警察のほうは結構厳しい指導はしていただけてますけど、まだまだ自転車に歩道で乗って走ってらっしゃる方も多いですし、安全を確保しながら走っていただいている方ならまだしも、残念ながら、マナー違反じゃないですけども、かっ飛ばしてすっ飛ばして走ってる方もいらっしゃる。こういうことの道幅を狭くする、車道においても歩道においても、こういう観点から見た場合に今年の2回の雑草除去だけでは足りないのではないかと、要所要所でもいいんですけども、その辺についてのお考え方を一度お伺いさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

**○都市創造部長** 歩道の部分で植栽を取らせていただいてバリアフリーという事業もさせていただけてます。ただし、やはり緑が減ったというお話もある中で、どれがいいのかっていうのは難しい状況ではございます。現状では年2回の除草作業で追いつけてない場所もかなり増えてきているという認識もございます。雑草の成長サイクルというのがございまして、それに合わせた最適な除草時期の研究を今後させていただいて、回数についても検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

**○河杉博之** とにかく交通安全の観点から、それこそ危機管理監ともしっかり連携を取っていただきながらやっぱりやっていただければというふうに思います。ですから、そういう意味では県にも国にもお願いをしないといけない場所もあると思います。実質やるのが香芝市かもしれませんが、しっかり県、国に予算を取っていただきながら、国道を含め、しっかり安全確保のどこをしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つは、五位堂駅南側の再開発についてでございますけれども、これ、今五位堂の駅から見た場合の南側の地域に非常に数多くの住宅が建って転入者が入っておられて、人口が、人口がっていうか、にぎわいが大分できてきている状況があります。そのような中で、どうしてもメインの駅がどうしても五位堂の駅になりますので、朝晩の送り迎えっていうのが頻繁に発生をしております。どうしても地域全体的に道路を広げろっていうのは、なかなかこれは計画的にいかないといけないんですけども、北のロータリーとは言いませぬけれども、

南側でも安全な乗降ができるような形、駅を降りて自分の地域に戻るときに安全な駅からされるような形の道路、道路というかロータリー、ロータリーを絶対視をしてるわけじゃないんですけども、その開発の観点。それに伴いまして、五位堂駅の西側の踏切のあそこの交通量を激減するために五ヶ所五位堂線を待つのではなくて近鉄五位堂の検車場の上を渡していくようなすみれ野からの橋脚の話を含めて考えていただきたいと思うんですよ、五位堂駅の南側線っていうのもあるみたいですけども。それについて取り組んでいただけるかどうか、最後、ごめんなさい、よろしくをお願いします。

**○都市創造部長** 先ほども下村議員のときに街路整備プログラムの話がございましたけど、現在のプログラム策定ではなかなか、7年経過しており、国の配分状況や総合計画、立地適正化計画の策定が予定されている分で今後見直しも考えていこうとは思っておりますが、なかなか五ヶ所五位堂線については長期の部分になりますんで、議員もご存じのとおり、かなり先になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

**○河杉博之** 何とか安全面で確保していただきたいなと思います。五ヶ所五位堂線は一回忘れていただいて、単独でお願いします。

以上です。ありがとうございました。